

報告事項（1）令和2年度事業計画及び収支予算の件

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 基本理念

『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である』との法人会の理念の下、福岡県及び税務当局、税理士会並びに公益財団法人全国法人会総連合（以下、「全法連」）・一般社団法人福岡県法人会連合会（以下、「福岡県連」）等の関係機関の指導・支援を得て、また、小倉間税会・小倉優良申告法人会等の諸団体と連携して定款で掲げる目的の「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」ため、各事業を積極的に推進する。

2. 令和2年度基本方針

- (1) 令和2年度は、会員企業の協力・支援の基、各種の事業活動を推進しつつ、「地域に密着・貢献する魅力ある法人会」としての組織をアピールしていく。
- (2) さらに、今後の公益目的事業の拡充のため、研修委員会等で情報収集・協議検討を重ね、福岡県連及び北九州地区の他法人会、友誼団体及び諸団体等とも連携しながら新規事業の検討・推進を図って行く。
- (3) 具体の方針
 - ① 税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みをより一層強化する。
 - ② 適正・公平な税制実現のための的確な提言を行う。
 - ③ 地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みをより一層強化する。
 - ④ 申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与し、電子申告・納税システム「e-Tax」の普及及び定着に努める。
 - ⑤ 他団体との連携をより一層強化し、当会の認知度向上に努める。

3. 前年度（令和元年度）事業実績との主な相違点

- (1) 小倉法人会周年行事・記念講演会等の開催
 - ① 小倉法人会創立50周年及び青年部会創立35周年の記念の年にあたることから、記念事業として記念講演会・記念祝賀会等の式典・交流会を開催する。
 - ② 本年度の交流会については、毎年開催してきた「秋の夕べ」に替えて開催する。
- (2) 北州市の安全・安心な防犯環境づくりへの協力
 - ① 小倉北区・南区の安全・安心を向上させるため、小倉北・南警察署等と連携して、平成27年度から実施している「街頭防犯カメラの設置推進」に継続協力する。
当該カメラの設置については、平成30年度から5年間、年3台の設置に協力する。
 - ② 租税教室の開催で関係のある小倉南区の全公立小学校の新1年生に対し、北州市教育委員会了承のもと、「登下校時の防犯に配慮した名札」を本年度も寄贈する。

4. 主要事業計画

(1) 税知識の普及を目的とする事業（公1）

毎年の改正により複雑難解になっている税法・税制について、正しい知識を身につけ業務に活かしてもらうため、次の事業を行う。

① 新設法人説明会の開催（4月、9月）

小倉税務署管内の新たに設立された全法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税、消費税及び印紙税に関する基礎的な事項並びに源泉所得税の具体的な徴収の仕方等について説明し、地方税を含む基本的な税制の仕組みについて正しく理解を促すこと目的として年2回開催する。

② 決算法人説明会の開催（4月～2月で年6回）

小倉税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象に、税制改正事項等決算手続きに当たっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的として、年6回開催する。

③ 税制改正説明会の開催（7月）

小倉税務署管内の法人又は市民を対象に、税制改正内容をわかりやすく説明して誤りのない税務処理等が行われることを目的として、年1回開催する。

④ 租税教室の実施（12月～1月）

租税教育推進の観点から小倉税務署管内の小倉北区・南区に所在する小学校の6年生を対象に「租税」の意義、役割などについて考える機会を作り、税に関心をもってもらうことを目的として、10校以上で開催する。（前年実績：10校）

⑤ 税務研修会の開催（適時）

小倉税務署担当官より法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的として、青年部会、女性部会で年4回開催する。

⑥ 広報誌及びホームページによる税情報の提供

小倉税務署管内の法人又は市民を対象に、税知識の普及を図ることを目的に、税に関する広報事業を行う。

〈i〉会報誌【こくら法人会だより】の年2回、作成・配布と公共施設設備置

〈ii〉フリーペーパー【サンデー北九州】の年2回、作成・配布（21万世帯）

〈iii〉全法連季刊誌『ほうじん』の年4回、配布

〈iv〉H P（ホームページ）掲載内容の充実（必要情報のタイムリーな掲載・更新）

⑦ 「税を考える週間」協賛のラジオCMの実施（11月）

北九州地区3法人会（小倉・八幡・門司）共同で、地元ラジオ局【FM KITAQ】にて法人会の紹介CMを流すとともに、法人会担当者がラジオ出演して法人会活動のPRを行う。

⑧ 新聞広告掲載による確定申告PRの実施（2月）

北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）共同で、確定申告に関する新聞広告を掲載して、期間内の申告ができるように注意を喚起する。

⑨ 広報車による確定申告PRの実施（2月～3月）

小倉間税会と共同で、確定申告に関する期間や申告場所及びe-Tax申告などの内容を流しながら、小倉税務署管内の小倉北区・南区を巡回する車で広報活動を行う。

⑩ 税に関する標語掲示を伴う広告塔の改修（3月）

小倉北区・南区に設置している7基の広告塔を毎年1基ずつ改修するのに合わせ、税に関する標語コンクールで金賞・銀賞を受賞した3作品を掲示し、税知識の普及を図る。

今年は小倉南区下曽根1丁目・JR下曽根駅前に設置している広告塔を改修。

⑪ 税に関する小冊子の配布（適時）

税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に小冊子を配布。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業（公1）

税制に対する正しい理解と納税者としての自覚を促すことを目的とし、税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、納税意識の高揚を図る為、次の事業を行う。

① 税金クイズ大会の実施（11月）

小倉税務署管内の法人又は市民を対象に、税の大切さを理解してもらうことを目的として税金クイズ大会を実施し、税を身近なものに感じてもらう機会を提供する。

② 税に関する絵はがきコンクールの実施（1月～2月）

租税教室を実施した小学校6年生の児童を対象に、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に、税に関する絵はがきを募集し、優秀作品の選考及び表彰を行うとともに、応募作品を井筒屋小倉店に展示する。

③ 税の作文コンクールへの参画（6月～12月）

小倉納税推進協力会と連携して小倉税務署管内の中学生、高校生を対象に税に関する作文を募集し、優秀作品の選考に参加するとともに小倉法人会長賞の表彰を行う。

（前年実績：小倉法人会長賞表彰件数 中学生3編、高校生2編）

④ 税の標語コンクールの実施（6月～2月）

絵はがきコンクールと同じく租税教室を実施する小学校6年生及び小倉間税会と協調する中学校4校の生徒に、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に、税に関する標語を募集し、優秀作品の選考及び表彰を行うとともに、優秀作品3作品は小倉税務署管内にある広告塔に標語を掲示する。

(今年度：小倉南区下曾根1丁目・JR下曾根駅前に設置している広告塔)

⑤ 【青年の集い】への参加（11月：島根大会）

全法連が主催する【第34回全国青年の集い（島根大会）】へ当会の青年部会員が参加し、優秀な租税教育活動を学ぶとともに全国の青年部会員と情報交換することにより、青年部会活動のレベルアップを図る。

⑥ 【女性フォーラム】への参加（11月：愛媛大会）

全法連が主催する【第15回全国女性フォーラム（愛媛大会）】へ当会の女性部会員が参加し、優秀な絵はがきコンクール活動を学ぶとともに全国の女性部会員と情報交換することにより、女性部会活動のレベルアップを図る。

⑦ 納税推進協力会、租税教育推進協議会への協賛

小倉税務署管内の20団体が加入する【小倉納税推進協力会】及び【北九州市租税教育推進協議会】への協賛金を負担し、各団体と連携して納税意識高揚活動を行う。

(3) 税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1）

中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正・公平な課税、税制・税務に関する提言を行うことを目的として次の事業を行う。

① 税制改正要望活動の実施（4月～6月）

中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正・公平な税制・税務に関する提言を行うため、当会会員の税制に関する意見・要望を取りまとめ、福岡県連を通して全法連に上申する。

② 税務署・納税3団体意見交換会の開催（8月）

小倉税務署管内における正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにe-Taxの利用率向上等につき、小倉税務署幹部と納税3団体（当会、小倉間税会、小倉優良申告法人会）で問題解決と推進につき意見交換会を開催し、税務行政の円滑な執行に寄与する。

③ 全法連全国大会への参加（10月：岩手大会）

各法人会からの税制に関する意見要望を取りまとめた要望書の承認を行う【第37回法人会全国大会（岩手大会）】に参加し、要望内容の確認を行うとともに、全国の会員との情報交換を行うことにより法人会活動のレベルアップを図る。

④ 国会議員、市長・市議会議長への税制改正要請活動の実施（11月）

全法連全国大会にて決議された税制改正要望書を地元選出の衆議院議員と北九州市長、北九州市議会議長へ持参し、税制改正への協力を要請する。

⑤ 税制委員セミナーへの参加（2月）

全法連が主催する「税制委員セミナー」に参加し、最新の税制改正内容の習得を図り、当会の税制委員会活動のレベルアップを推進する。

(4) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業（公2）

中小企業単独では実施することが難しい人材の育成を支援するために、次の事業を行う。

① 新入社員ビジネスマナー講習会の開催（4月）

ビジネス社会の仲間入りをした新入社員を対象に、社会人への意識改革を目的として、北九州商工会議所と共に接客対応マナー等の講座を開催する。

② リスクマネジメントセミナーの開催（6月）

北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）が共催で、個人事業主や企業経営者を対象に地域社会との「共生」を目指す社会貢献活動の一環として開催する。

③ 役員研修会の開催（5月、8月、12月、2月）

小倉優良申告法人会と共に開催して、会員以外に広く市民の皆さんのが参加する研修会を開催し、地域企業の健全な発展に貢献する。

④ 各種セミナーの開催（4月～3月）

ビジネス社会で経験を積んだ経営者、幹部・中堅社員を対象に、能力アップを目的として昨今の経済活動にマッチしたテーマでのセミナーを開催する。

⑤ 初心者向け複式簿記講座の開催（6月～10月）

簿記学習の志望者を対象に、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとすることを目的として、連続講座として北九州商工会議所と共に開催する。

⑥ 支部研修会の開催（4月～3月）

各支部の法人及び個人事業主、市民を対象に、「健全な経営・正しい納税・社会への貢献」の三本柱をテーマとして、小倉税務署担当官と各支部内の意見により選定した講師により研修会を開催する。

⑦ 北九州地区合同講演会の開催（2月）

北九州地区5法人会(小倉・八幡・若松・門司・行橋)が共催で、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現することを目的とし、会員以外に広く市民の皆さんに参加できる講演会を開催する。

(5) 地域社会に貢献することを目的とする事業（公3）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、福祉活動、寄付活動、地域イベントへの参加等を通じて、社会問題や環境問題に積極的に取組むため、次の事業を行う。

① 地元夏祭りへ団扇寄贈（7月）

地域活性化支援を目的として、北九州地区4法人会（小倉・八幡・若松・門司）が共同で裏面に税に関する啓蒙的な内容を記載した夏祭り用の団扇を作成し、各地の夏祭りで無料配布する。

当会は「小倉祇園太鼓保存振興会」事務局へ寄贈し、小倉祇園太鼓競演会で配布する。

② わっしょい百万夏まつりへの協賛（8月）

小倉北区の市庁舎を中心に繰り広げられる夏祭りに協賛金を寄贈し、法人会のPRを行う。

③ まつりみなみへの協賛（8月）

小倉南区の志井公園で行われる【まつりみなみ】に協賛金を寄贈し、法人会のPRを行う。

④ 不用品等支援物資寄贈活動の推進（適時）

女性部会が中心となり、国外の子供たちに向けた社会貢献活動として、衣料品等の寄付を呼びかけ、認定NPO法人ブリッジエーシャパンを通じて、開発途上国の恵まれない子供たちに支援物資を寄贈する活動を推進する。

⑤ プルトップ、ペットボトルのキャップ回収運動の推進（適時）

女性部会主体で、地域社会への貢献活動の一環として各企業に呼びかけ、回収したプルトップを（一社）環公害防止連絡協議会へ送り、車椅子を贈る活動に協力する。

また、ペットボトルキャップは回収後、NPO法人エコキャップ推進協会へ送り、認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）の活動に協力する。

⑥ 寄付活動・災害復興支援活動（適時）

国民の人命にかかる災害に際して、海外及び国・地方自治体からの要請などに対して、迅速に対応できるように、複数の団体へ定額寄付等を行い、当該団体を通じて被災者支援ならびに災害地域の復興に向けた支援活動を行う。

⑦ 北九州市防犯環境整備への助成

小倉北区・南区の安全・安心を向上させるため、小倉北・南警察署等と連携し、街頭防犯カメラの設置推進に協力する。

⑧ 北九州市小倉南区の公立小学校新1年生への助成

租税教室で関連する小倉南区の全公立小学校の新1年生に対し、小倉南区のPTAを通じて、「登下校時の防犯に配慮した名札」を寄贈し、防犯意識の向上に協力する。

⑨ 青年部会・女性部会講演会の開催（6月～7月）

青年部会・女性部会の定時総会終了後に、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現することを目的とし、会員以外に広く市民の皆さんに参加する講演会を開催する。

⑩ 時局講演会の開催（10月）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、時の動きに沿ったテーマ及び講師を選定し、会員以外に広く市民の皆さんに参加する講演会を開催する。

(11) 小倉法人会周年行事・記念講演会の開催（11月）

本年度は、小倉法人会創立50周年及び青年部会創立35周年の記念の年にあたることから、記念事業として著名講師等を招聘して記念講演会を開催する。

(6) 会員の福利厚生のための事業（収益・その他）

会員である法人の福利厚生制度の充実と経営の安定を目的として、次の事業を行う。

① 貸倒保証制度の普及推進（通年）（その他）

会員である法人企業の経営の安定化のため、契約時に選定した取引先に債務不履行が生じた場合に、予め約定した保険条件にしたがって、保険金が支払われる貸倒保証制度の普及推進を図る。

② 経営者大型保障制度の普及推進（通年）（その他）

会員である法人企業の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として、経営者や従業員の病気や事故による死亡、高度障害、入院等について保障する経営者大型保障制度の普及推進を図る。

③ ビジネスガードの普及推進（通年）（その他）

会員である法人企業の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として、労災、個人情報漏洩、地震等企業のさまざまなリスクをサポートするビジネスガードの普及推進を図る。

④ がん保険制度の普及推進（通年）（その他）

会員である法人企業の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として、がん保険の普及推進を図る。

(7) 会員の交流を図るための事業（その他）

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的として、次の事業を行う。

① 社員総会懇談会の実施（6月）

6月の社員総会後に会員懇談会を実施する。

② 納涼懇談会の実施（8月）

8月に小倉税務署新体制での署員との会員懇談会を実施する。

③ 小倉法人会周年行事・記念祝賀会等の実施（11月）

会員同士の情報交換と連携強化を目的として、毎年11月に「秋の夕べ」を実施しているが、本年は、小倉法人会創立50周年及び青年部会創立35周年の記念の年にあたるため、「秋の夕べ」に替えて、記念事業として記念祝賀会等の交流会を開催し、会員相互の意思疎通を図るとともに、今後の法人会活動の活性化に資することとする。

④ 親会役員等懇談会の実施（適時）

親会（正副会長）、支部役員、青年部会、女性部会で会員懇談会を実施する。

⑤ 新春講演会及び新年賀詞交歓会の実施（1月）

1月に当会及び小倉税務署、小倉優良申告法人会と共に小倉税務署長を講師とする新春講演会と新年の会員交流会を実施する。

(8) その他、当法人会の目的達成に必要な事業（その他）

① 会員の拡大（通年）

法人及び個人事業主を含めた正会員、賛助会員の拡大を図る。

② 認知度の向上（通年）

あらゆる機会をとらえて、小倉法人会の認知度向上に努める。

特に、本年は、小倉法人会創立50周年及び青年部会創立35周年にあたるため、従来以上に小倉法人会の活動の活性化と認知度向上に努める。

③ 「税を考える週間」行事の参加（11月）

11月に小倉税務署新体制が行うイベントへ積極参加する。